

箕面市訓令第二十九号

庁中一般

箕面市外部公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和四年五月三十一日

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等（以下「外部公益通報」という。）の取扱い及び対応手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。
- イ 通報内容となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下この条において「取引先事業者」という。）の労働者
- ロ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者
- ハ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員
- ニ イからハまでに規定する者であった者
- ホ イからニまでに規定する者のほか、通報内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

- 二 通報 外部の労働者等からの法第二条第一項に規定する公益通報その他の事業者等の法令違反等に関する通報をいう。
- 三 相談 外部の労働者等からの法第二条第一項に規定する公益通報その他の事業者等の法令違反等に関する相談をいう。
- 四 主管課室 通報内容となる事実に関する事務を所掌する課又は室をいう。

(通報・相談窓口の設置)

第三条 市に対してなされる通報又は相談（以下「通報等」という。）を一元的に取り扱う窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を、市民サービス政策室に置く。

2 通報・相談窓口は、次の事務を取り扱う。

- 一 市に対してなされる通報等の受付に関すること。
- 二 通報等をした者（以下「通報者等」という。）との連絡調整に関すること。

三 主管課室との連絡調整に関すること。

3 通報・相談窓口を経由せず主管課室に直接通報等があったときは、当該主管課室は、通報等があった旨を通報・相談窓口へ報告するものとする。

(通報等への対応)

第四条 市は、通報等があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒んではならない。

(受付)

第五条 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたとき（第三条第三項の規定により主管課室から報告を受けたときを含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密（個人情報以外の通報者等を特定させる事項を含む。以

下同じ。)の保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認する。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明する。ただし、通報者等が望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

一 通報等に関する秘密は保持されること。

二 個人情報保護されること。

三 通報等を受け付けた後の手続の流れに関すること。

3 前二項において、書面、電子メール等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報・相談窓口は、通報等の到着を確認次第、通報等を受領した旨を通報者等に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。この場合において、前項ただし書の規定は、本項の規定による通知について準用する。

(通報の取次ぎ)

第六条 通報・相談窓口は、通報を受け付けたときは、適切な主管課室に通報を取り次ぐものとする。

2 通報・相談窓口は、通報内容について市が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、前項の規定にかかわらず、当該権限を有する行政機関を通報者に教示することその他通報に関する秘密の保持に留意しつつ適切な措置をとるものとする。この場合において、前条第二項ただし書の規定は、本項の規定による教示について準用する。

(通報に関する調査)

第七条 主管課室は、通報内容が次の各号のいずれかに該当するときは、

正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査を行うものとする。

一 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。

二 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、通報者が次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

イ 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該事実の内容

ハ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
ニ 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

2 主管課室は、調査を実施する場合はその旨を、調査を実施しない場合（情報提供として受け付けることを含む。）はその旨及びその理由を、通報・相談窓口に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた通報・相談窓口は、その内容を通報者に対し遅滞なく通知するものとする。この場合において、第五条第二項ただし書の規定は、本項の規定による通知について準用する。

（調査の実施方法等）

第八条 主管課室は、通報に関する秘密を保持するとともに個人情報保護するため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。

2 主管課室は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に適宜通知するとともに、調査の結果を速やかに取りまとめて通報者に通知するものとする。この場合において、第五条第二項ただし

書の規定は、本項の規定による通知について準用する。

3 主管課室は、前項の通知を行った時は、遅滞なく通報・相談窓口に報告するものとする。

4 通報・相談窓口は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第九条 主管課室は、調査の結果、通報内容が事実であると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

2 主管課室は、前項の措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。この場合において、第五条第二項ただし書の規定は、本項の規定による通知について準用する。

3 主管課室は、前項の通知を行ったときは、速やかに通報・相談窓口へ報告するものとする。

（協力義務）

第十条 市は、法に基づく通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が市の他にもある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

（終了後の通報者への対応）

第十一条 市は、通報への対応が終了した後においても、通報者からの相談等に適切に対応するよう努めるものとする。

（対応記録の保存）

第十二条 通報・相談窓口は、通報等への対応を記録し、保存しなければならない。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第十三条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密の保持及び個人情報の保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、措置及び通報者への通知の各段階をいう。）及び通報等への対応が終了した後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

二 通報者等を特定させる情報については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

三 通報者等を特定させる情報を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

四 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

4 主管課室における通報等への対応に当たつての秘密の保持及び個人情報
の保護に関しては、前三項に定めるもののほか、個人情報保護に関
する法令等に定めるところによる。

(利益相反関係の排除)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する職員は、通報への対応に関与し
てはならない。

- 一 法令違反行為等の発覚又は調査の結果により、実質的に不利益を受
ける者
- 二 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- 三 通報に係る事案に関する公正な調査、措置等の検討又は実施を阻害
し得る者

2 主管課室の職員は、自らが前項各号のいずれかに該当する通報を受け
付けた場合は、他の職員に引き継ぐものとする。

3 主管課室の職員は、通報に係る事案の調査又は措置等の検討若しくは
実行等の通報への対応の各業務に着手する時点で、第一項各号のいずれ
にも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合は、所属長
及び通報・相談窓口に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第十五条 市長は、処理が終了した外部公益通報の件数及び主な内容につ
いて、毎年公表するものとする。

2 前項の公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。
(他の法令等との関係)

第十六条 通報等への対応手続については、他の法令その他の特別の定め
がある場合を除くほか、本要綱の定めるところによる。

(委任)

第十七条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和四年六月一日から施行する。